

事 務 連 絡
平成21年10月9日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

出産育児一時金等の内払金の支払に係るQ&Aの追加について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今月15日付け事務連絡において、「出産育児一時金等の内払金の支払に係るQ&Aについて」をお示ししたところですが、別紙のとおりQ&Aを追加いたしますので、御活用ください。

今後とも、健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

【出産育児一時金等の内払金の支払に関するQ&A(追加分)】

(問3)「出産育児一時金等内払金支払依頼書」等の様式が示されているが、これはこのまま使用する必要があるのか。

(答)

様式はあくまで例であるので、各保険者において適宜加工されてかまわない。

また、様式の名称を変えること(既存の支給申請書等を活用する場合を含む。)、支払い方法を口座振込のみとすること、受取代理人への委任に係る欄を設けること、付加給付分の内払金支払依頼書も兼ねること等についても可能である。

ただし、通知においてお示ししているとおり、内払金の支払に係る規程については、各健保組合において規定していただきたい。

(問4)付加給付として、出産育児一時金の付加金を支給している場合の取扱い如何。

(答)

内払金支払依頼があった場合は、出産育児一時金等の差額分及び付加金を内払金として支払っていただいでかまわない。

また、内払金支払依頼がなされていない場合は、専用請求書が到達し、出産育児一時金等の42万円について支給決定を行う際に付加金の取扱いについて問題となるが、これについては健保組合ごとに異なると考えられる。

このため、専用請求書の到達をもって、付加金についても支給申請があったとみなした上で、42万円と同時に支給決定を行い、出産育児一時金等の差額分と合わせて支給することとしても良い(もちろん自動払いとしてもかまわない)、また、付加金については別途支給申請を行っていただいた上で、支給決定を行うこと等としても差し支えない。

(問5)内払金や支給決定後の差額分の時効はいつか。

(答)

内払金については、出産育児一時金等と同様、出産の日の翌日から2年を経過したときに、時効によって消滅する。

また、専用請求書が到達し、支給決定を行った後の差額分(内払金を含む。)の時効については、支給決定通知書が到着したことをもって「債務の承認」とされることから、その進行が中断する。このため、支給決定通知書が到着したと認められる日の翌日からさらに2年間経過することにより、当該差額分の時効が到来する。

(問6)「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」等に関するQ&A」(平成21年9月)の問12によれば、差額分の内払をする際に領収・明細書の添付を求めているが、重複申請を排除する観点からは、医療機関等がどの保険者に対して請求するのか確認をする必要があるため、合意文書の添付についても求めることが必要ではないか。保険者判断により、合意文書を求めることとして良いか。

(答)

内払金支払規程に定めることにより、合意文書を求めることとしても差し支えない。